

高山市では、 保険診療で受けた人工授精 に要した費用の一部を助成しています。

助成金の申請には、期限があります。必ず期限内での申請をお願いします。期限を過ぎますと、受付ができません。

01 助成の対象 - 下記のすべてに該当する方

- ① 保険診療で受けた人工授精
- ② 治療開始時点において夫婦(事実婚含む)である
- ③ 治療開始期間・申請日の両方で、夫または妻のいずれか一方または両方が高山市に住所を有する
- ④ 市税等の滞納がない

02 助成について

助成期間 治療を開始した診療日の属する月から継続する2年間
助成金額 1年度の治療につき3万円を上限として助成(事前検査等は助成の対象外となります。)

03 申請に必要な書類

- 高山市人工授精助成金申請書(別記様式第1号)
 - 高山市人工授精助成金受診等証明書(別記様式第2号)
 - 人工授精を受けた医療機関発行の領収書・明細書の原本
 - 院外処方分の領収書・明細書の原本-証明書に院外処方分が記載されている場合
 - 世帯全員の住民票-夫婦別住所の場合、それぞれの住民票が必要です
 続柄・筆頭者が明記、マイナンバーの記載無し、本籍地省略可、発行3か月以内のもの
 - 夫婦の婚姻日が確認できる書類(戸籍全部事項証明(謄本))-年度内発行のもの
 - 通帳などの、申請者の振込先口座情報が確認できる書類
 - 該当する場合は、下記書類もご準備ください
 - 事実婚関係に関する申立書(別記様式第3号)
 - 限度額適用認定証(写し)または、高額療養費決定通知(写し)・付加給付決定通知(写し)
- 上記申請書類をご準備の上、**令和9年3月31日(水)**までに高山市こども家庭センターへご提出ください。

申請期限

R 9 . 3 . 3 1

申請の流れ

治療終了

当該年度内

高山市
申請

📄 申請に必要な申請書・証明書は、窓口または高山市ホームページ(下記QRコード)からもダウンロードできます。

高山市
ホームページ



裏面に限度額適用認定証等についてのご案内があります。

保険診療の方へ

該当される場合は、助成金の申請前にご加入の保険者(保険証発行元)へ申請してください。

※マイナ保険証をご利用の方は限度額適用認定証・高額療養費制度の申請は不要になります。
※下記内容については、ご加入の保険者(保険証発行元)へお問い合わせください。

限度額適用認定証

交付方法については加入している保険者(保険証発行元)へお問い合わせください。

提示し治療していただくと、医療機関での負担が外来・入院ともに限度額までとなります。

高額療養費制度

限度額適用認定証を提示せず治療を受けたまたは、提示したが限度額以上の支払いがあった場合は後日、ご加入の保険者(保険証発行元)へ高額療養費の申請をしていただきます。

通常診療月から4か月程度かかります。

付加給付等の給付金

保険者(保険証発行元)独自の制度により超過した費用を高額療養費制度に上乗せして給付されるものです。

本助成を申請の際は、その金額がわかる書類が必要です。

-お問い合わせ先

高山市役所こども家庭センター
平日8:30~17:15

0577-57-8001